

民法 出題の意図

問題1

民法における基本的な法概念・法制度について、関連条文を前提に、抽象的な定義を簡潔にまとめ説明することを通じて、当該法概念・法制度の理解度及び表現力を確認する。これと同時に、法科大学院において学習を進めていく上での最低限の基礎知識が身に付いているかどうかを確認する。

問題2

本問は、「無権代理と相続」という論点のうち「本人相続型」類型の理解を問うものであり、最判昭37・4・20民集16巻4号955頁の事実関係にアレンジを加えた問題である。本判決は、『民法判例百選I〔第8版〕』に第35事件として掲載されている重要判例である。

「無権代理と相続」に関しては、学説の対立があり、「本人相続型」に関していえば、資格併存・信義則説が判例・通説であると解されるが、いずれの学説をもとに法律構成しても、特に問題はない。

論ずべき点としては、①無権代理人の地位が本人に相続された場合、本人は追認拒絶できるか、②追認拒絶の結果、117条責任はどのように扱われるか、③117条責任の要件は何か、④117条の効果として、相手方は履行又は損害賠償を本人に請求できるか、が想定される。

論点①については、いわゆる信義則説を前提とすれば、本人の追認拒絶は肯定される。

論点②については、117条責任が相続の対象となると解するのが上記判例である。

論点③について、とりわけ相手方の善意・無過失が問題となる。すなわち、本問においてXは善意・有過失であるからである。この点、平成29年民法改正により117条2項2号が新設されたことにより、善意・有過失の相手方は、代理権がないことを知っていた無権代理人との関係において保護されることになったので、是非見落とすことなく論じてほしいところである。

論点④については、これに関する判例は存在しないものの、他人物売買に関する最大判昭49・9・4民集28巻6号1169頁が参考となる。すなわち「権利者は、信義則に反すると認められるような特別の事情のない限り、右履行義務を拒否することができる」旨判示する。この昭49年判決の趣旨を援用すれば、本問においてXには履行請求の選択が否定され、損害賠償請求に集約されることになろう。